

家庭裁判所 ～国民の家庭生活に身近な裁判所～



家庭裁判所では、離婚や子どもの養育、離れて暮らす親子の交流、更には児童虐待や成年後見などの福祉領域にも関わる問題まで幅広く扱う「家事事件」と、非行のあった少年の状況を調査した上で処分を決定する「少年事件」を取り扱っています。家庭裁判所では、法律による解決をする場合においても、家庭問題の解決や少年の更生のために、事件の背後にある家族・少年一人ひとりの心理や人間関係、生活環境などを考慮することが求められます。

家庭裁判所調査官は 家庭裁判所全体の運営を支えています

家庭裁判所調査官としての経験を生かしながら、裁判部門を支える司法行政部門（人事・総務・会計）において企画立案等の業務を行うなど、裁判所全体の運営にも加わります。

少年事件においては、少年の再非行防止に有効と考えられる教育的な働き掛けのプログラムを検討し

たり、児童相談所、少年鑑別所、保護観察所、少年院等の関係機関との連携が充実するような方策を検討したりして、少年審判手続全体がより良く機能するための方策の企画立案等に携わります。

家事事件においては、法律の改正、社会情勢や国民意識の変化などに合わせて、家事事件の調査事務の在り方を見直したり、国民にとって利用しやすい家事調停・家事審判を目指した家庭裁判所全体の処理態勢の在り方を検討したりします。

充実した研修制度 ～一歩先へ進むために～



裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）に合格し、家庭裁判所調査官補として採用されると、全員が裁判所職員総合研修所に入所し、行動科学等の理論や技法、法律等の専門的な知識を身につけます。

また、採用庁における約1年間の実務修習も含めて、約2年間にわたる充実した研修を経て、家庭裁判所調査官に任官します。

さらに、家庭裁判所調査官に任官してからも、職場でのOJTだけでなく、経験や役職に応じた様々な研修が実施されており、より高い専門性を身につけていくことができます。

家庭裁判所調査官養成課程のプロセス

前期合同研修 採用1年目5月～7月

家庭裁判所調査官補として、家事事件・少年事件の修習を行うために必要となる法律の基礎知識、行動科学等の理論、面接技法などを学習します。

カリキュラムの例

- 法律
民法、刑法、家事事件手続法、少年法
- 行動科学
心理学、教育学、家族社会学、社会福祉学
- 調査実務・演習
家事事件調査実務、少年事件調査実務 など

実務修習 採用1年目7月～採用2年目9月

採用庁において、指導担当者による指導のもと、当事者、少年・保護者との面接や関係機関との連絡、報告書の作成などを実践しつつ学びます。

● 修習態勢

3人でグループを形成し、調査の進め方や調査結果について、グループ討議により検討します。家事事件と少年事件を6か月半ずつ担当します。

後期合同研修 採用2年目9月～翌3月

実務修習での経験を踏まえ、法律の知識、行動科学の理論、面接技法などを一層深め、プロフェッショナルにふさわしい専門性を磨くことになります。そして、後期合同研修を修了すると、家庭裁判所調査官として任官し、実務につきます。

カリキュラムの例

- 法律
民法・家事事件手続法演習、刑法・少年法演習
- 行動科学
犯罪社会学、家族力動、精神医学
- 実務演習
面接技法演習、事例研究 など

家庭裁判所調査官になっても専門性をより向上させるために日々研鑽を重ねています

チームでの切磋琢磨

家庭裁判所調査官同士で活発に意見交換を行うとともに、裁判官や裁判所書記官とも頻りにカンファレンスを行っています。



充実した研修

各家庭裁判所で工夫した研修を実施しています。また、裁判所職員総合研修所における多様な研修、研究会にも参加します。



採用試験（裁判所職員 総合職（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒者区分））の詳細に関しては、別冊子「裁判所採用案内」または裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）をご覧ください。

裁判所職員採用試験

検索



（令和5年10月）

家庭裁判所調査官

Family court investigating officer

<https://www.courts.go.jp/>

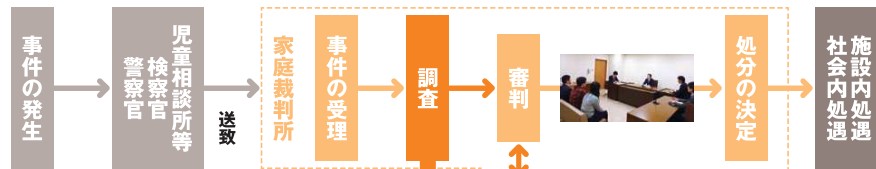
家庭裁判所調査官

—家族・人・社会の架け橋—

少年事件での活動 ～少年の立ち直りに向けて～

少年審判は、非行を起こした少年などに自らの過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年や保護者の調査を行い、処分を決定する手続です。家庭裁判所調査官は、少年がなぜ非行を起こしたのかを分析し、どうすれば立ち直ることができるのかを検討するため、少年の性格、日頃の行動、生育歴、少年を取り巻く環境などについて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門知識・技法を活用して調査を行います。

※「少年」には、令和4年4月に施行された改正少年法における特定少年（非行を起こした18歳、19歳の者）も含まれます。



最終的な処分の決定を一時保留し、相当期間、家庭裁判所調査官が助言や指導を与えながら少年の生活ぶりや行動を観察し、適切な処分につなげるための制度

少年・保護者 一人ひとりと向き合う

家庭裁判所調査官の仕事の中心は、面接です。少年や保護者の言葉に耳を傾け、どうして非行を起こしてしまったのか、これからどうすれば立ち直れるのか、一緒に考えます。言葉での表現が苦手な少年には心理テストをしたり、少年の家庭や学校などを訪問したりして、多角的な視点から情報を集め、検証します。調査の結果は、書面にまとめて裁判官に報告します。

また、調査の過程の中で、学校や児童相談所、保護観察所、弁護士など、少年を取り巻く関係機関等と密に連携し、処分決定後も地域社会全体で少年の立ち直りを支え、再非行を抑止するための土台作りをします。このように少年や家族と社会の「つながり」を作ることも、家庭裁判所調査官の重要な仕事です。

家庭裁判所調査官は、試験観察の中で、少年・保護者に様々な働き掛けをして、変化が見られるかどうかを見極めることになります。例えば、学校に行く、仕事を見つけないといった目標を決めて、目標に向けてどんなことができるか、定期的に少年・保護者と面接をしながら、一緒に考え、少年自身が行動できるように促します。また、公園の清掃活動、老人施設での介護補助といったボランティア活動に参加させ、活動の振り返りを通じて、社会の一員であるという意識を高めさせたり、社会的な視点から自分の非行を考えさせたりすることもあります。



事件を起こした日のことを振り返ってみよう

被害者の気持ちを考えてもらいたい

お父さんとしてはどのように考えていますか？

今、どんな気持ちでここに座っているのだろう



言葉にできない気持ちがあるかもしれない

学校ではどんなふうに過ごしているのかな

家庭裁判所調査官は

- ・裁判所という法律の世界において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行っています。
- ・裁判官や裁判所書記官と一緒にチームを組んで協力し合い、家庭裁判所の適正・迅速な審理を支えています。
- ・学校や児童相談所、福祉施設、保護観察所などの関係機関とも連携し、少年や当事者が抱えている問題の解決を目指します。

家事事件での活動 ～家族関係の再構築に向けて～

家事調停や家事審判は、離婚、子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これからの家族の在り方も見据えながら、家庭で生じた問題を解決し、当事者が新たな一歩を踏み出すための一助となるよう、調査や調整を行います。



離婚や遺産分割など、家族の間で生じた問題について、調停委員会も交えて話し合いでの解決を目指す手続

成年後見や養子縁組、児童虐待の問題などについて、提出書類や家庭裁判所調査官の調査結果などに基づいて、裁判官が判断する手続

当事者の人生に寄り添い 子どもの思いを受け止める

家庭裁判所調査官は、調停、審判、人事訴訟（離婚裁判など）の各手続の中で、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行います。例えば、調停手続において、両親が親権を争っている子どもと面接し、その思いを聴取して調停委員会や両親に伝えたり、子どもの福祉を優先した解決の在り方について助言したりします。また、当事者間で主張が食い違い、合意のあっせんが難しい場合などに、当事者と面接し、それぞれの気持ちを受け止めながら客観的な事実を確認して整理し、その結果をもとに調停の進め方について裁判官に意見を提出します。審判手続では、例えば、虐待を受けているおそれのある子

どもと面接し、子どもの気持ちに配慮しながら具体的な事実を聴取し、裁判官に報告します。

面接での子どもは、複雑な気持ちを抑えて、表面上は元気にふるまうこともあります。家庭裁判所調査官は、言葉になるもの、ならないものを含めて、子どもが表現する様々なメッセージを受け取り、家庭裁判所の手続に反映させ、子どもが将来、幸せに暮らせるような解決に結びつけることが期待されています。

そのために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに對する援助態勢を整えることもあります。

これまで夫婦の間にどんなことがあったのだろう



家族にとって望ましい解決を一緒に考えましょう

子どもの生活状況はどうなっているかな

どんな気持ちでいるのかな



どんな風に遊んでいるかな